

(1) 水道料金の推移

○ 昭和38年10月7日（給水条例の制定）

1. 専用給水装置	}	1・2については、茨城県より受水購入単価が決定しないので量水器使用料金のみ制定となった。
2. 共用給水装置		
3. 量水器使用料（1ヶ月につき）		
口 径	13mm以下	30 円
	” 20mmまで	50
	” 25mmまで	60
	” 30mmまで	100
	” 50mmまで	300
	” 75mmまで	400
	” 100mmまで	500
	” 150mmまで	1,000

○ 昭和39年5月16日改定

1. 専用給水装置

用途		料率	基 本 料 金		超 過 料 金 (1立方メートルにつき)
			水 量	料金(1ヶ月につき)	
一 般 用	家 事 用		8 立方メートル	360 円	30 円
	団 体 用		16 ”	750	30
営 業 用			16 ”	800	40
浴 場 営 業 用			50 ”	1,500	30
観 賞 用 ・ 臨 時 用			8 ”	600	50

2. 共用給水装置

用途		料率	基 本 料 金		超 過 料 金 (1立方メートルにつき)
			水 量	料金(1ヶ月につき)	
共 用 用			8 立方メートル	300 円	30 円

3. 量水器使用料・・・・・・・・・・据置

○ 昭和42年4月1日改定

1. 水道料金

種 別	料率 用途	水 道 料 金 (1ヶ月につき)			
		基 本 料 金		超 過 料 金	
		水 量	料 金	水 量	料 金
専 用	家 事 用	8 立方米	360 円	1立方米につき	45 円
	営 業 用	16 "	750	"	45
	団 体 用	16 "	750	"	45
	浴 場 営 業 用	50 "	1,500	"	45
	娛 楽 用	8 "	360	"	45
	臨 時 用	1 "	50	"	50
共 用	共 用 用	8 "	300	"	45
	公共施設消火栓 私設消火栓	1立方米につき		45円	

2. 量水器使用料 (1ヶ月につき)

口 径	使 用 料	口 径	使 用 料
13mm以下	30 円	50 mmまで	350 円
20mmまで	50	75 "	500
25 "	60	100 "	1,000
30 "	100	150 "	1,500
40 "	300		

○ 昭和51年5月1日改定

1. 水道料金

種 別	料率 用途	水 道 料 金 (1ヶ月につき)			
		基 本 料 金		超 過 料 金	
		水 量	料 金	水 量	料 金
専 用	家 事 用	10 立方米	650 円	1立方米につき	75 円
	営 業 用	20 "	1,300	"	75
	団 体 用	20 "	1,300	"	75
	浴 場 営 業 用	50 "	3,250	"	75
	娛 楽 用	10 "	650	"	75
	臨 時 用	1 "	80	"	80
共 用	共 用 用	10 "	650	"	75
	公共施設消火栓 私設消火栓	1立方米につき		75円	

2. 量水器使用料・・・・・・・・・・据置

○ 昭和53年4月1日改定

1. 水道料金

種 別	料率 用途	水 道 料 金 (1ヶ月につき)			
		基 本 料 金		超 過 料 金	
		水 量	料 金	水 量	料 金
専 用	家 事 用	10 立方米	900 円	1立方米につき	110 円
	営 業 用	20 "	1,800	"	110
	団 体 用	20 "	1,800	"	110
	浴 場 営 業 用	50 "	4,500	"	110
	娛 楽 用	10 "	900	"	110
	臨 時 用	1 "	110	"	110
共 用	共 用 用	10 "	900	"	110
	公共施設消火栓 私設消火栓	1立方米につき		110円	

2. 量水器使用料・・・・・・・・・・据置

○ 昭和57年5月1日改定

1. 水道料金

種 別	料率 用途	水 道 料 金 (1ヶ月につき)			
		基 本 料 金		超 過 料 金	
		水 量	料 金	水 量	料 金
一 般 用	家 事 用	10 立方米	1,100 円	1立方米につき	160 円
	営 業 用	20 "	3,600	"	240
	団 体 用	20 "	3,600	"	240
	浴 場 営 業 用	50 "	5,500	"	160
	娛 楽 用	10 "	1,800	"	240
	臨 時 用	1 "	500	"	500
共 用	共 用 用	10 "	1,100	"	160
	公共施設消火栓 私設消火栓	1立方米につき		240円	

2. 量水器使用料・・・・・・・・・・据置

○ 昭和59年5月1日改定

1. 水道料金

種 別	料率 用途	水 道 料 金 (1ヶ月につき)			
		基 本 料 金		超 過 料 金	
		水 量	料 金	水 量	料 金
専 用	家 事 用	10 立方米	1,400 円	1立方米につき	210 円
	営 業 用	20 "	4,700	"	360
	団 体 用	20 "	4,700	"	360
	浴 場 営 業 用	50 "	7,000	"	210
	娛 楽 用	10 "	2,350	"	360
	臨 時 用	1 "	700	"	700
共 用	共 用 用	10 "	1,400	"	210
	公共施設消火栓 私設消火栓	1立方米につき		360円	

2. 量水器使用料・・・・・・・・・・据置

○ 平成元年6月1日改定

※ 料金は次の各号に掲げる基本料金・超過料金及び量水器使用料金の合計額に消費税率3%を乗じて得た消費税額を加算した額とする。

ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

1. 水道料金・・・・・・・・・・据置
2. 量水器使用料・・・・・・・・・・据置

○ 平成9年9月1日改定

※ 料金は次の各号に掲げる基本料金・超過料金及び量水器使用料金の合計額に消費税率5%を乗じて得た消費税額を加算した額とする。

ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

1. 水道料金・・・・・・・・・・据置
2. 量水器使用料・・・・・・・・・・据置

○ 平成20年10月1日改定

※ 料金は次表に掲げる基本料金及び超過料金の合計額に、消費税5%を乗じて得た消費税額を加算した額とする。

ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

1. 水道料金・・・・・・・・・・据置
(量水器使用料廃止)

○ 平成24年4月1日改定

※ 料金は給水区域の区分に応じ、それぞれの表に掲げる基本料金及び
超過料金の合計額に、消費税5%を乗じて得た消費税額を加算した額とする。
ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

水道料金（龍ヶ崎市、牛久市、取手市）

種 別	用途	水 道 料 金 (1ヶ月につき)			
		基 本 料 金		超 過 料 金	
		水 量	料 金	水 量	料 金
専 用	家 事 用	10 立方米	1,400 円	1立方米につき	210 円
	営 業 用	20 "	4,700	"	360
	団 体 用	20 "	4,700	"	360
	浴 場 営 業 用	50 "	7,000	"	210
	娛 楽 用	10 "	2,350	"	360
	臨 時 用	1 "	700	"	700
共 用	共 用 用	10 "	1,400	"	210
	公共施設消火栓 私設消火栓	1立方米につき		360円	

水道料金（利根町）

用 途	基本料金 (10m ³ まで)		超過料金 (1m ³ 当り)			
	口 径	金 額	11~20m ³ まで	21~30m ³ まで	31~50m ³ まで	51m ³ 以上
一 般 用	13 mm	1,500 円	200円	240円	270円	360円
	20	2,000				
	25	2,890				
	30	3,650				
	40	5,670				
	50	7,970				
	75	16,340				
	100	27,280				
臨 時 用	一律	4,050				

備考1 一般用とは、臨時用以外の用に水道を使用する場合をいう。

2 臨時用とは、臨時に水道を使用する場合又は建築等工事に使用する用水をいう。

(2) 現在の給水加入金

○ 平成19年4月1日改定

(税込)

口径別加入金			
給水管の口径	給水加入金	給水管の口径	給水加入金
13ミリメートル	160,000円	50ミリメートル	1,080,000円
20ミリメートル	220,000円	75ミリメートル	2,230,000円
25ミリメートル	250,000円	100ミリメートル	3,850,000円
30ミリメートル	390,000円	150ミリメートル	8,110,000円
40ミリメートル	680,000円	200ミリメートル	11,270,000円